6　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（学説試験又は実地試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（シヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）　出願前３月以内に発行されたもの。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及び宛先を記載し、392円分の郵便切手を貼り付け、簡易書留の表示をしたもの。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、学説試験は平成28年５月９日（月曜日）から５月27日（金曜日）まで、実地試験は同年10月26日（水曜日）から11月11日（金曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課（郵便番号100―8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線2583）に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までであること。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、簡易書留郵便をもって送付すること。この場合、学説試験においては平成28年５月27日（金曜日）、実地試験においては同年11月11日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、学説試験及び実地試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の送付　受験票は、受験手続を行った者宛て郵送する。

なお、学説試験にあっては平成28年６月13日（月曜日）、実地試験にあっては同年11月29日（火曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局歯科保健課に問い合わせること。

7　合格の通知

学説試験第１部試験の合格者にあっては平成28年７月25日（月曜日）、学説試験第２部試験の合格者にあっては同年10月25日（火曜日）、実地試験の合格者にあっては同年12月27日（火曜日）に、本人に合格した旨を通知する。

8　その他

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成28年５月27日（金曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9　８に関する問い合わせ先

郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局歯科保健課

電話番号03（5253）1111内線2583　ＦＡＸ番号03（3595）8687

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７８号

埼玉県本庄市見福２丁目23番７号

債務者　高橋　英子

1　決定年月日時　平成28年４月15日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５３１号

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸30番地　ライオンズ豊山ニューシティ312

債務者　町田加奈子

1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐藤　美波

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前10時25分

5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３１号

名古屋市昭和区八事富士見801ライオンズマンション八事ガーデン一番館1004、住民票上の住所名古屋市港区九番町３丁目41番地の10

債務者　中村　鈴代

1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　上爾　幹也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４９０号

大阪市住吉区苅田２丁目16番５―601号

債務者　田中　　守

1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　權野　裕介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２号

大阪市住之江区西住之江３丁目８番26号

債務者　森川　琢磨

1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　外山　将平

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４４号

大阪市淀川区十八条３丁目17番19号

債務者　和田通信こと　和田　洋一

1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　村本　　浩

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３０１号

大阪府寝屋川市国松町17番９号

債務者　テクノセイコーこと　寺島　　禅

1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　忠政　貴之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで

大阪地方裁判所第６民事部